

答 申 第 9 4 号
平成25年4月8日
(諮問公第109号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、不開示とした情報のうち、別添1記載の「開示すべき部分」については、開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成23年4月8日付けで、「平成15年4月13日施行の統一地方選挙鹿児島県議会議員選挙の際の、曾於郡区で立候補し当選した〇〇氏の選挙活動にかかる公職選挙法違反事件（以下「本件事件」という。）に関する、本部長指揮捜査指揮簿、署長等指揮捜査指揮簿及び捜査主任官氏名簿」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成23年5月10日付け鹿捜二第136号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成23年7月6日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

条例に照らし、違反などがあり、本件処分を取り消し、全面的に開示するよう審査を請求するというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び口頭による意見陳述の中で述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 条例の不開示理由に該当しないにも関わらずマスキングされている部分は見直さなければならない。

イ 仮に不開示理由に該当するとしても、今回一部開示された文書は、ほとんどの内容がマスキングされた状態であり、このような開示の仕方は条例第8条に違反することは明らかである。

ウ 決裁欄及び取扱者欄は職務の遂行に係る情報であることは間違いない。開示を拒むことは条例第7条本文に違反する。

エ 仮に条例第7条第1号ただし書に該当しない個人情報に記載されていたとしても、当該個人情報のみで構成されているとは到底考えられず、条例第7条本文若しくは第8条に違反する。

- オ 事件の捜査に関与した捜査員の氏名等に関しては既に明らかになっているが、当該捜査員に対し危害が加えられたことはなく、公開されても当該職員に危害が加えられるおそれなどない。
- カ 具体的な捜査動向が明らかになるとは考えられず、犯罪の予防に支障をきたすおそれはない。また、今後捜査が行われることは予定されていないものであるから、捜査の動向が推察されたとしても、犯罪の鎮圧又は捜査、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれはない。
- キ 無罪となった事件等に関する捜査であり、捜査手法は県民の視点からも再検討し、改善を促す必要がある。
- ク 仮に捜査手法が特殊なものであり、一般に明らかにできない部分がある場合でも、当該部分のみを黒塗りにすれば足り、全てを黒塗りにすることは条例第8条に反する。
- ケ 年月日と他の情報と比較、分析しても、捜査の動向が推察されることはない。
- コ 不開示理由に列挙されたおそれは生じない。マスキングは条例第7条本文若しくは第8条に違反する。
- サ 捜査指揮簿は、捜査の実施経緯を総合的に記録した文書であり、志布志事件が起きた原因を解明するために非常に重要な文書である。

3 審査請求に対する諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された諮問書、処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象公文書

ア 本部長事件指揮簿

犯罪捜査規範第19条第2項の規定に基づき、具体的事件に関して本部長の指揮事項等の捜査事項が記載された文書である。

イ 本部長事件指揮簿（志布志警察署保管分）

犯罪捜査規範第19条第2項の規定に基づき、具体的事件に関して警察署長の指揮事項等の捜査事項が記載された文書である。

ウ 捜査主任官指名簿

犯罪捜査規範第20条第1項において、「警察本部長又は警察署長は、当該事件の捜査につき、捜査主任官を指名するものとする。」と規定されており、個別の事件について、捜査主任官を指名した状況が記載された文書である。

(2) 一部開示決定の理由

ア 本部長事件指揮簿

(ア) 決裁欄

警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の氏名は、特定の個人を識別することができる情報であって、原則不開示であり、条例第7条第1号ただし書のいずれにも該当しない。

また、決裁日時及び結果が記録されており、これらを公にすることにより、当該職員等に危害が加えられるおそれがあるほか、他の情報との比較、分析によって、捜査の動向が推察されるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号に該当する。

(イ) 受発年月日・日時

具体的な受発年月日、日時が記録されており、他の情報との比較、分析によって、捜査の動向が推察されるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号に該当する。

(ウ) 事件名

特定の個人を識別することができる情報が記録されており、原則不開示であり、条例第7条第1号ただし書のいずれにも該当しない。

また、具体的な事件名が記録されており、他の情報との比較、分析によって、捜査の動向が推察されるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号に該当する。

(エ) 事件関係者（役職の有無地位等）

事件関係者の住居、職業、氏名等の特定の個人を識別することができる情報が記録されており、原則不開示であり、条例第7条第1号ただし書のいずれにも該当しない。

また、法人等に関する情報が記載されており、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号に該当する。

(オ) 伺い事項

特定の個人を識別することができる情報が記録されており、原則不開示であり、条例第7条第1号ただし書のいずれにも該当しない。

また、事案の概要や捜査経過、具体的な捜査手法等が記録されており、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号に該当する。

(カ) 伺い事項記載の別紙又は別添資料

特定の個人を識別することができる情報が記録されており、原則不開示であり、条例第7条第1号ただし書のいずれにも該当しない。

また、犯罪（被疑）事実の要旨や具体的な捜査手法等が記録されており、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号に該当する。

(キ) 指揮事項

具体的な指揮事項のほか、指揮結果が判明し、また、他の情報との比較、分析によって、具体的な指揮内容や捜査体制等が推察されるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号に該当する。

(ク) 伺年月日

具体的な伺い年月日が記録されており、他の情報との比較、分析によって、捜査の動向が推察されるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号に該当する。

(ケ) 取扱者欄

警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の氏名は、特定の個人を識別することができる情報であって、原則不開示であり、条例第7条第1号ただし書のいずれにも該当しない。

また、これらを公にすることにより、当該職員等に危害が加えられるおそれがあるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、特定の捜査員が識別され、他の情報との比較、分析によって、捜査体制が明らかとなるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号に該当する。

(コ) 指揮年月日

具体的な指揮年月日が記録されており、他の情報との比較、分析によって、捜査の動向が推察されるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号に該当する。

イ 本部長事件指揮簿（志布志警察署保管分）

(ア) 決裁欄

警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の氏名は、特定の個人を識別することができる情報であって、原則不開示であり、条例第7条第1号ただし書のいずれにも該当しない。

また、これらを公にすることにより、当該職員等に危害が加えられるおそれがあるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、特定の捜査員が識別され、他の情報との比較、分析によって、捜査体制が明らかとなるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号に該当する。

(イ) 署長決裁欄下部の黒塗り部分

捜査手続及びその予定月日等が記録されており、他の情報との比較、分析によって、捜査の動向が推察されるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号に該当する。

(ウ) ア(イ)～(ウ)と同じ

ウ 捜査主任官指名簿

(ア) 指名の年月日

捜査する事件ごとの指名年月日が記載されており、他の情報との比較、分析によって、捜査の動向が推察されるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全

全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号に該当する。

(イ) 事件名（他と区別できる程度の記載とする。）

特定の個人を識別することができる情報が記録されており、原則不開示であり、条例第7条第1号ただし書のいずれにも該当しない。

また、具体的な事件名が記録されており、他の情報との比較、分析によって、捜査の動向が推察されるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号に該当する。

(ウ) 備考

他の情報との比較、分析によって、特定の個人を識別することができる情報が記録されており、原則不開示であり、条例第7条第1号ただし書のいずれにも該当しない。

また、捜査する事件ごとの捜査手続及びその手続月日が記録されており、他の情報との比較、分析によって、捜査の動向が推察されるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号に該当する。

(エ) 備考欄右側の黒塗り部分

警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の氏名は、特定の個人を識別することができる情報であって、原則不開示であり、条例第7条第1号ただし書のいずれにも該当しない。

また、これらを公にすることにより、当該職員等に危害が加えられるおそれがあるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、特定の捜査員が識別され、他の情報との比較、分析によって、捜査体制が明らかとなるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年8月3日	諮問を受けた。
9月28日	諮問実施機関から処分理由説明書を受理した。
9月30日	審査請求人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
12月21日	諮問の審議を行った。
平成24年1月30日	諮問の審議を行った。(諮問実施機関から処分理由等を聴取)
2月16日	諮問の審議を行った。(審査請求人から意見を聴取)
7月2日	諮問の審議を行った。
9月5日	諮問の審議を行った。
10月3日	諮問の審議を行った。
平成25年1月17日	諮問の審議を行った。
2月6日	諮問の審議を行った。
2月20日	諮問の審議を行った。
3月27日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 不開示情報該当性の検討について

実施機関は、別表1に記載した部分を条例第7条第1号に規定する個人情報及び同第4号に規定する公共安全等情報に該当するとして、また、別表2に記載した部分を同号に規定する公共安全等情報に該当するとしていずれも不開示としている。

別表1に記載した部分については、まず、個人情報該当性の検討を行い、次に個人情報には該当しないと判断した部分につき、公共安全等情報該当性を検討する。

別表2に記載した部分については、公共安全等情報該当性を検討する。

なお、検討箇所を明確にするため、実施機関が開示請求者に交付した公文書の写しの順番どおり、本部長事件指揮簿、本部長事件指揮簿(志布志警察署保管分)、捜査主任官指名簿の順に、審査会において一連の頁番号を付した。

イ 実施機関が個人情報及び公共安全等情報に該当するとして不開示とした部分(別表1)の不開示情報該当性について

(ア) 不開示部分について

a 本部長事件指揮簿及び本部長事件指揮簿(志布志警察署保管分)

実施機関が不開示とした本部長事件指揮簿における決裁の欄(以下「決裁欄」という。)、本部長事件指揮簿(志布志警察署保管分)における決裁の欄(以下「署長決裁欄」という。)及び「取扱者」欄における氏名(姓又は名のみ記載も含む。以下同じ。)及び印影の一部は、警部補及び同相当職以下の氏名及び印影で

ある。

また、「事件名」欄には本件事件に係る候補者（以下「関係候補者」という。）の氏名を含む事件名が、「事件関係者（役職の有無地位等）」欄には個人の住所又は住居（以下、単に「住所」という。）、氏名、職業、身分、年齢及び生年月日が記載されている。

さらに、「伺い事項」欄（61頁左側の伺い事項が記載された欄も含む。以下同じ。）及び伺い事項の別紙又は別添には個人の身分、具体的な供述及び行動、心身の状況、被疑事実、犯罪事実、具体的な搜索箇所並びに捜査状況が個人の氏名を挙げて記載されている。

b 捜査主任官指名簿

「事件名（他と区別できる程度の記載とする。）」欄には、特定の警察職員が捜査主任官に指名された事件の名称と被疑者の氏名が、犯行場所又は被疑者の職業と一体となって記載されている。

また、一部の事件の名称は、併せて被害者の身分も含む形で記載されている。

さらに、「備考」欄には、任意捜査又は逮捕の別並びに逮捕及び送致の月日が、「備考」欄の右側には、警部補及び同相当職以下の警察職員の職及び氏名が記載されている。

(イ) 条例第7条第1号（個人情報）について

条例第7条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであつても、開示しなければならない旨規定している。

(ウ) 条例第7条第1号（個人情報）該当性について

審査請求人は、口頭による意見陳述において、最高検察庁が作成した「いわゆる氷見事件及び志布志事件における捜査・公判活動の問題点等について」、警察庁が作成した「富山事件及び志布志事件における警察捜査の問題点等について」及び鹿児島県警察が作成した「いわゆる志布志事件の無罪判決を受けた再発防止策について」を資料として提出し、捜査上の問題点は調査し公開されているので、その原資

料である捜査指揮簿についても当然に公開の対象とされるべきであり、開示しても今後の捜査に支障を来すような事実関係は認められないなどと主張している。

当審査会事務局職員が確認したところ、現在においても、警察庁のホームページで上記「富山事件及び志布志事件における警察捜査の問題点等について」が、また、裁判所のホームページで本件選挙違反事件に係る刑事事件判決文がそれぞれ公表されている（以下、各ホームページで公表されているこれら2つの資料を「公表資料」という。）。

公表資料は、警察庁又は裁判所が、個人情報などに配慮しつつ、自らが保有している情報を広く知ってもらうために公表しているものであり、現にホームページで公表され、公衆が知り得る状態に置かれていることから、慣行として公にされているものと認められる。

また、これらに記載されている情報は、特定の個人が識別できる部分（以下「個人識別部分」という。）である個人の氏名が、個人を識別することができない記号に置き換えられていることから、公にしても、特定の個人が識別できる情報には当たらず、また、その内容は個人の権利利益を害するおそれがある情報には当たらないと認められる。

このような認識のもとに、以下、条例第7条第1号該当性を検討する。

a 警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名及び印影の部分

これらは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できることから、条例第7条第1号本文に該当する。

また、これらを公表している事実は認められないことから、同号ただし書アには該当しないものと認められ、同号ただし書イに該当すべき事情も見当たらない。

さらに、同号ただし書ウが公務員の職及び職務遂行の内容に関する情報について適用されるところ、当該氏名及び印影がこれに該当しないことは明らかである。

したがって、個人情報に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、審査会において不開示が妥当と判断する部分の詳細は別添2の1(1)のとおりである。

b 警察職員以外の個人の氏名、住所、職業、続柄、年齢及び生年月日並びに当該氏名と一体となって記載された身分、車両ナンバー、捜査対象及び犯行場所の部分

これらは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できることから、条例第7条第1号本文に該当する。

このうち、関係候補者の氏名については、本件審査請求人も関係候補者を名指しして本件開示請求を行い、実施機関も関係候補者の選挙違反事件に係る本部長事件指揮簿等を対象公文書と特定して本件処分を行っている。

また、本件処分においては「関係候補者」欄で関係候補者の氏名が開示されており、同号ただし書アに該当すると認められるため、公共安全等情報に該当しない限り、開示すべきである。

その余については、本件事件当時は報道された氏名等もあるが、現在は、慣行として公にされているとは認められないことから、同号ただし書アに該当しないものと認められ、同号ただし書イ及びウに該当すべき事情も見当たらないことから、条例第8条第2項による部分開示の可否を検討する。

個人の住所及び犯行場所のうちの市町村名までの部分については、公表資料にも被疑者の居住地及び犯行場所の一部は市町村名まで掲載されており、公表資料と同様又は同程度の記載であることから、公にしても個人の権利利益を害するおそれがないと認められ、公共安全等情報に該当しない限り、開示すべきである。

一方、搜索箇所としての個人の住所は、公表資料においても市町村名は掲載されておらず、個人識別部分である市町村名に続く町又は字（以下「大字」という。）以下の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益を害するおそれがないとは言えないことから、部分開示すべきではない。

また、氏名、職業、続柄、年齢及び生年月日並びに氏名と一体となって記載された身分、車両ナンバー及び捜査対象の部分は、個人識別部分又は個人識別部分を除いても当該個人を識別できるおそれがある部分であり、公にしても個人の権利利益を害するおそれがないとは言えないことから、部分開示すべきではない。

したがって、関係候補者の氏名、個人の住所や犯行場所に係る市町村名までの記載を除き、個人情報に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、審査会において不開示が妥当と判断する部分の詳細は別添2の1(2)のとおりである。

c 公表資料に掲載されていない個人の具体的な供述及び行動並びに心身の状況の一部

これらは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できることから、条例第7条第1号本文に該当する。

また、これらの情報は、慣行として公にされているとは認められないことから、同号ただし書アに該当しないものと認められ、同号ただし書イ及びウに該当すべき事情も見当たらないことから、条例第8条第2項による部分開示の可否を検討する。

本件事件に係る個人の具体的な供述及び行動並びに心身の状況についての記載は、通常他人に知られたくない情報であると認められ、個人識別部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益を害するおそれがないとは言えないことから、部分開示すべきではない。

したがって、個人情報に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当で

ある。

なお、審査会において不開示が妥当と判断する部分の詳細は別添2の1(3)のとおりである。

d 捜索箇所のうちの事業所の名称及び住所並びに法人名義の車両ナンバー等並びに捜索箇所に係る説明の部分

これらは、被疑者の氏名を挙げての当該被疑者に係る具体的な捜索箇所及び当該箇所に係る説明の部分であり、特定の個人が識別できることから、条例第7条第1号本文に該当する。

また、これらの情報は、慣行として公にされているとは認められないことから、同号ただし書アに該当しないものと認められ、同号ただし書イ及びウに該当すべき事情も見当たらないことから、条例第8条第2項による部分開示の可否を検討する。

自己に係る関係先並びに当該関係先が捜索及び差押えを受けたという情報は、通常他人に知られたくない情報であって、個人識別部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益を害するおそれがないとは言えないことから、部分開示すべきではない。

したがって、これらの情報について、個人情報に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、審査会において不開示が妥当と判断する部分の詳細は、別添2の1(4)のとおりである。

e 捜査主任官指名簿における被害者の身分の部分

捜査主任官指名簿の「事件名（他と区別できる程度の記載とする。）」欄の一部には、本件事件とは別の事件の名称として、犯行場所及び被疑者の氏名に加え、被害者の身分が一体となって記載されている。

犯行場所のうち大字以下の部分及び被疑者の氏名については、個人情報に該当し、部分開示はできないことはbのとおりである。

一方、同欄には被害者の氏名は記載されておらず、一般人が通常入手し得る情報と照合することによって被害者を識別することはできない。

しかし、特定の個人が識別できなくても、犯罪の被害者であるという情報は通常他人に知られたくない情報であり、被害者の身分を公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例第7条第1号本文に該当する。

また、これらの情報は、慣行として公にされているとは認められないことから、同号ただし書アに該当しないものと認められ、同号ただし書イ及びウに該当すべき事情も見当たらない。

したがって、個人情報に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当で

ある。

なお、審査会において不開示が妥当と判断する部分の詳細は別添2の1(5)のとおりである。

f a～e以外の部分

「事件関係者（役職の有無地位等）」欄や検索箇所を記載した一覧における項目名は、公にしても個人の権利利益を害するおそれはないと認められる。

捜査主任官指名簿の「備考」欄右側に記載された警部補及び同相当職以下の警察職員の職は、個人に関する情報であるが、公務員の職務遂行に係る情報であることから、条例第7条第1号ただし書ウに該当すると認められる。

また、「事件名（他と区別できる程度の記載とする。）」欄についても、被疑者の氏名、職業、犯行場所のうちの大字以下の記載及び被害者の身分の部分以外の部分は、一般的な事件名の記載であり、公にしても個人の権利利益を害するおそれはないと認められる。

さらに、本件事件に係る逮捕日、被疑事実及び犯罪事実並びに被疑者等の認否、供述及び行動の一部については、個人識別部分を記号等に置き換えた形で公表資料にも掲載されていることから、個人識別部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益を害するおそれはないと認められる。

その余についても、公表資料に掲載されている内容と同様又は同程度の記載並びに通常想定される捜査手法、捜査の経緯及び捜査状況等に関する一般的、概括的な記載に過ぎず、そのような記載中の個人に関する情報は、個人識別部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益を害するおそれはないと認められる。

したがって、別表1のうち、a～eで個人情報に該当するとして不開示妥当と判断した別添2の1に記載した部分以外の部分は、公共安全等情報に該当しない限り開示すべきであるため、次に公共安全等情報該当性について検討する。

(エ) 条例第7条第4号（公共安全等情報）について

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と規定している。

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、この号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否か、いわゆる相当の理由の有無について審理・判断するのが適当であり、このよ

うな規定となっているものである。

(ウ) 条例第7条第4号（公共安全等情報）該当性について

a 被疑者の私物保管場所の部分

別表1のうち、個人情報には該当せず、公共安全等情報該当性を検討するとした部分のうち、被疑者の私物保管場所の部分については、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問実施機関の説明は首肯できるものである。

したがって、公共安全等情報に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、審査会において不開示が妥当と判断する部分の詳細は別添2の2のとおりである。

b 捜査主任官指名簿の「備考」欄右側の記載における警部補及び同相当職以下の警察職員の職の部分

諮問実施機関は、公にすることにより、当該職員等に危害が加えられるおそれがある、また、特定の捜査員が識別され、他の情報との比較、分析によって、捜査体制が明らかとなるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

しかし、職を公にすることで特定の捜査員が識別されるおそれがあるのか、なぜ当該職員等に危害が加えられる可能性があると考えたのか、比較、分析する「他の情報」や「捜査体制」が明らかとなることでどのような「支障」が生ずるおそれがあるのか、などについて具体的な説明を求めたにもかかわらず説明がなかったことから、不開示とした実施機関の判断には、相当の理由があると認められない。

c a及びb以外の部分

a及びb以外の公共安全等情報該当性を検討した部分については、一般的な事件の名称、項目名、関係候補者名及び公表資料に掲載されている内容と同様又は同程度の記載並びに通常想定される捜査手法、捜査の経緯及び捜査状況等に関する一般的、概括的な記載である。

諮問実施機関は、他の情報との比較、分析によって、捜査の動向が推察されるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると説明するが、比較、分析する「他の情報」や推察される「捜査の動向」とは何か、「捜査の動向」が推察されることでどのような「支障」が生ずるおそれがあるのか、などについて具体的な説明を求めたにもかかわらず説明がなかったことから、不開示とした実施機関の判断には、相当の理由があると認められない。

したがって、別表1のうち別添2の1に記載した部分以外の部分については、被疑者の私物保管場所の部分を除き公共安全等情報に該当するとは認められないため、開示すべきである。

ウ 実施機関が公共安全等情報のみ該当するとして不開示とした部分（別表2）の不開示情報該当性について

(ア) 不開示部分について

a 本部長事件指揮簿

実施機関が不開示とした「決裁欄」の一部には、決裁に係る日時が記載されている。

また、受発年月日・日時の欄（以下「受発日時欄」という。）並びに「伺い年月日」（「伺年月日」と記載があるものも含む。以下同じ。）及び「指揮年月日」欄には、伺い又は指揮に係る日時が記載されている。

さらに、「指揮事項」欄には、伺いに対する判断、搜索及び差押えに関する事項並びに指揮の結果等が記載されている。

b 本部長事件指揮簿（志布志警察署保管分）

「受発日時欄」並びに「伺い年月日」及び「指揮年月日」欄の記載は、aと同様である。

また、「指揮事項」欄には伺いに対する判断が、「署長決裁欄」の下部には搜索及び差押えに関する事項、捜査の執行予定日並びに決裁に関する事項等が記載されている。

c 捜査主任官指名簿

「指名の年月日」欄には、特定の警察職員について、事件ごとに捜査主任官に指名された年月日が記載されている。

(イ) 条例第7条第4号（公共安全等情報）について

イ(エ)と同じ

(ウ) 条例第7条第4号（公共安全等情報）該当性について

a 差押え先との関係に関する部分

「指揮事項」欄及び「署長決裁欄」下部の記載中、差押え先との関係に関する部分については、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問実施機関の説明は首肯できるものである。

したがって、公共安全等情報に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、審査会において不開示が妥当と判断する部分の詳細は別添2の3のとおりである。

b 「指揮事項」欄及び「署長決裁欄」下部の記載のうち、a以外の部分

伺いが決裁されたことと同一の記載や、簡単な事実の記載であるが、諮問実施機関は、具体的な指揮事項のほか、指揮結果が判明し、また、他の情報との比較、分析によって、具体的な指揮内容、捜査体制等及び捜査の動向が推察されるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

しかし、比較、分析する「他の情報」や推察される「捜査体制等」及び「捜査の動向」とは何か、「捜査体制等」及び「捜査の動向」が推察されることでどのような「支障」が生ずるおそれがあるのか、などについて具体的な説明を求めたにもかかわらず説明がなかったことから、不開示とした実施機関の判断には、相当の理由があると認められない。

c 伺い及び指揮に係る日時並びに捜査主任官指名の年月日の部分

当該部分と、公表資料や審査会において不開示が妥当と判断した部分を除いた「伺い事項」欄の記載等と照合したとしても、個別の事案における伺い、指揮及び捜査主任官の指名のタイミングが分かるに過ぎない。

諮問実施機関は、他の情報との比較、分析によって、捜査の動向が推察されるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると説明するが、比較、分析する「他の情報」や推察される「捜査の動向」とは何か、「捜査の動向」が推察されることでどのような「支障」が生ずるおそれがあるのか、などについて具体的な説明を求めたにもかかわらず説明がなかったことから、不開示とした実施機関の判断には、相当の理由があると認められない。

d 決裁に係る日時の部分

当該部分と、公表資料や審査会において不開示が妥当と判断した部分を除いた「伺い事項」欄の記載等と照合したとしても、個別の事案における指揮のタイミングが分かるに過ぎない。

諮問実施機関は、公にすることにより、当該職員等に危害が加えられるおそれがあるほか、他の情報との比較、分析によって、捜査の動向が推察されるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

しかし、決裁に係る日時を公にすることで、なぜ当該職員等に危害が加えられ

る可能性があると考えたのか、比較、分析する「他の情報」や推察される「捜査の動向」とは何か、「捜査の動向」が推察されることでどのような「支障」が生ずるおそれがあるのか、などについて具体的な説明を求めたにもかかわらず説明がなかったことから、不開示とした実施機関の判断には、相当の理由があると認められない。

したがって、別表2のうち別添2の3に記載した部分以外の部分については、公共安全等情報に該当するとは認められないため、開示すべきである。

エ 47頁の枠外の記載について

対象公文書を見分したところ、実施機関は不開示としているが、その理由について、実施機関及び諮問実施機関は特に説明していない。

当該部分は、様式の使用に関する注意書きの一部であり、他の頁では開示しており、不開示情報のいずれにも該当しないことから、開示すべきである。

オ 審査会において開示すべきと判断した部分について

実施機関が不開示とした部分のうち、審査会において開示すべきと判断した部分及び理由は以上のとおりであるが、頁ごとの開示すべき部分の詳細は、別添1記載のとおりである。

カ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

公文書名	実施機関が個人情報及び公共安全等情報に該当するとして不開示とした部分
本部長事件指揮簿	「決裁欄」及び「取扱者」欄における氏名及び印影の一部
	「事件名」欄の全部
	「事件関係者（役職の有無地位等）」欄の全部
	「伺い事項」欄の全部
	伺い事項の別紙又は別添の全部
本部長事件指揮簿(志布志警察署保管分)	「署長決裁欄」及び「取扱者」欄における氏名及び印影の一部
	「事件名」欄の全部
	「事件関係者（役職の有無地位等）」欄の全部
	「伺い事項」欄の全部
	伺い事項の別紙又は別添の全部
捜査主任官指名簿	「事件名（他と区別できる程度の記載とする。）」欄の全部
	「備考」欄の全部
	「備考」欄右側の記載の全部

別表 2

公文書名	実施機関が公共安全等情報のみに該当するとして不開示とした部分
本部長事件指揮簿	「決裁欄」における日時が記載された部分
	「受発日時欄」並びに「伺い年月日」及び「指揮年月日」欄の全部
	「指揮事項」欄の全部
本部長事件指揮簿(志布志警察署保管分)	「受発日時欄」並びに「伺い年月日」及び「指揮年月日」欄の全部
	「指揮事項」欄の全部
	「署長決裁欄」下部の記載の全部
捜査主任官指名簿	「指名の年月日」欄の全部